給付対象物品(紙おむつ等)

下記に記載の性能を備えた商品は日常生活用具給付(紙おむつ等)の給付対象となります。

項番	品目	性能
1	紙おむつ	
2	おしりふき	排泄専用のウエットタイプ拭き取り紙
3	尿取りパッド	
4	洗腸装具	腸内へお湯等を流しこみ排泄するための用具
5	サラシ・ガーゼ等	排泄物管理や拭き取りに使用するためのもの



<給付**対象外**物品>(一例)

- ・ 尿取りシート(布団などを汚れから守るためのもの)
- ・ ウェットタイプの拭き取り紙(からだ拭きや除菌目的のもの)
- ・ 手袋(おむつ交換や排泄管理時に使用するもの)
- ・ 防臭ゴミ袋(使用済みのおむつのにおいを防ぐもの)

個別具体的な商品の給付可否については、取扱業者(購入業者)へお問い合わせください。(その他ご不明な点は右記の市役所担当へお問い合わせください。)





茨木市福祉部障害福祉課(南館 2 階17番窓口)〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番13号TEL:072-620-1636 FAX:072-627-1692mail:syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp